

NO. 170

発行日 : 2026年7月1日

# 原発事故被害者 相双の会

## 連絡先

國分富夫（会長）

## 住所

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpisu@gmail.com

## 事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133（浪江）

関根憲一 090-4889-3726（富岡）

板倉好幸 090-9534-5657（南相馬）

## 福島第一原発事故から15年、未来を守る安心・安全な社会、 あらためて原発ゼロ・再エネで暮らす

廃炉を決めた原発のリプレース（建て替え）について、経済産業省は2040年代までに最大5基、50年代までに最大14基とする目標案をまとめた。東京電力福島第一原発事故後に具体的な数値目標を政府が示すのは初、原子力業界の投資や人材育成・確保を促す狙いがあるのか、15年前の福島原発事故を教訓にしてのことなのか不振でならない。

原発事故当座は原発依存度を減らす立場を取り、再稼働についても数値目標を示さなかった。

安倍晋三内閣、菅義偉内閣は、原子力発電所の再稼働は進めつつも、原発依存度を「可能な限り低減する」とし、原発の新增設やリプレース（建て替え）は現時点では想定していないとの立場をとってきた。

しかし、岸田文雄内閣は2023年2月10日、石油や石炭などの化石燃料に依存した社会構造から、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを中心とした社会構造へ移行する取り組みから国会での議論もされず、国民への投げかけもせず閣議決定し、原子力政策を大転換したのである。また、福島第1原発事故後、新規規制基準に基づく審査や、裁判所からの仮処分命令などにより原発が停止していた期間を運転期

間から除くことで、「原則40年、最長60年」と定められていた原発の寿命を延ばすことも決めたのである。

まだまだ福島原発事故の傷は未だ癒えてはいない。最長40年とされた廃炉作業は、約880トンある燃料デブリの取り出しができず、完了の見通しが立たない状況の中で、あの時点の2023年になっても、7市町村にまたがる帰還困難区域の総面積は337平方キロメートルに及び、福島県からの避難者は2万6808人に上る（8月1日現在。福島県発表）。（実質は10万に超といわれています）8月24日からは、地元漁業者の反対を押し切って、放射性物資のトリチウムを含む汚染水の海洋放出が開始されたのである。

事故から15年過ぎた現時点でも何が変わったのでしょうか、一口で何も変わっていないのが正解だろう。事故当初から「除染」「除染」と叫ばれていたが、放出された放射性物質は消えたわけではなく、汚染された一部を取り除いただけだ。多量に拡散された放射性物質は現在の科学では取り除くことはできなく自然消滅をまつほかないのである。多量に拡散されたセシウム137は半減期30.1年であり、完全消滅するには300年である。

## 自民復興加速化本部 福島県の帰還困難区域 活動全面自由化検討へ 個人ごとに線量管理など無責任な主張

それには但し書きがあるようだ。被ばく線量を個人ごとで管理して安全確保することが前提だという。これは明らかに事故を起こした責任逃れで「己を責めて、人を責むるな」であろう

復興加速化本部の会合が開かれたのに合わせ自民党東日本大震災復興加速化本部（2025 年 5 月 13 日）は、東京電力福島第 1 原発事故に伴う 福島県の帰還困難区域での活動の全面自由化を 検討するよう第 1 4 次提言で政府に促す方向で 調整に入った。これまでの区域一律で

入り規制から個人の放射線管理による安全確保への移行で、帰還困難区域内で手つかずとなっていた森林の整備などの具体的な活動が可能になるという考え方を盛り込んだというのである。これは被害者をないがしろした内容であると怒りを感じる。

原発事故から 20 年や 30 年で放射性物質が消滅しないことなど分かり切ったのことだろうか？ 命と健康を最重要視する取り組みであるべきだ。

### 旧ソ連のチェルノブイリ原発のチェルノブイリ法ゾーン区分と日本の比較

チェルノブイリ事故後のベラルーシ、ウクライナ、ロシアでは国家をあげて土壤汚染調査を行い、事故から 5 年後に法律＝いわゆるチェルノブイリ法が制定されました。チェルノブイリ法の特徴として、空間線量と土壤汚染の双方を基準に避難・補償・保養などの区域（ゾーン）が決められていることが挙げられます。 **日本では空間線量のみ基準しかありません。** しかもその基準は年間実効線量でみると、チェルノブイリ法では「移住の権利」が発生するゾーンが 1 ミリシーベルト超であるのに対し、日本では **20 ミリシーベルト超であり、20 倍もの高い基準です。** それを下回る区域については、年 20 ミリシーベルト以下となることが確実であると確認される「避難指示解除準備区域」と、線量による地域区分がない「避難指示区域外」の 2 つの区分しかありません。チェルノブイリ法において特筆すべきことは、土壤放射エネルギーと実効線量の双方が条件を満たす場合と、どちらかの立ち

がその基準を満たせば効力を持つ場合があることです。これにより、「移住が義務となるゾーン」は、年 5 ミリシーベルト超または約 23,000 ベクレル/Kg のどちらかを満たせば効力があるという基準になっています。日本の年 20 ミリシーベルトまでを許容としている考えの 1/4 の値で、移住が義務となっているチェルノブイリ法を、日本政府がなぜ踏襲しなかったのか疑問が残ります。ちなみに、現在日本では「内部被曝」がまったく実効線量としてカウントされていません。



## 原発事故の浪江町津島訴訟、原告団が和解案提出、

国と東電に地域の原状回復などを求めた「津島訴訟」は仙台高裁で3月9日に仙台高裁(石垣陽介裁判長)で結審した。その際、高裁は原告、被告の双方に「和解を勧告する」と告げた。しかし、具体的な和解内容は示されなかったため、原告団として先行して提案することにした。今年10月16日に予定されている控訴審判決の前に、国の社会的責任のもとで津島地区を除染し、年間の被曝(ひばく)量を1ミリシーベルト以下に下げることが柱に提出、

福島第一原子力発電所はじめ、我が国の原発政策は、国が率先して行ってきたものであり、日本の原発は絶対に安全であると宣言して、稼働を進めてきた。それにもかかわらず、福島第一原発事故が起き、広範囲の地域を汚染してしまった。山間部の浪江町津島地区住民は、突然、遠隔地へ避難を余儀なくされた。津島地区は、福島第一原発から30km程度離れた場所にあり、被ばくなど全く予想されていなかった地域である。しかし、現在、福島第一原発事故から15年が経過するも、同事故により、津島地区は、未だに高線量汚染であるため、帰還が困難な状態が続いています。したがって、津島地区住民は、その法的責任または社会的責任を認めて、速やかに津島地域の放射線量を年間1mSvに至るまで低下させるべきである。また、東京電力は本件原発事故を起こした原子力事業者として、すべての責任を負担すべきである。

原発を保有する国では、ほとんどが国民の年間被ばく量を1mSv以下にすべき旨を法律で定

めている(EU加盟国であるドイツ、フランスのほか、イギリス、カナダ、オーストラリア、米国など)先進国で、このような当たり前の法律がないのは、日本だけである。

浪江町津島地区住民約1400人の半数近くの住民は国及び東京電力に対し、本件原発事故によって放出された放射性物質により汚染された津島地区を元の状態に戻すことを強く求めて津島訴訟を起こした。

津島地区は、地震による被害はほとんどなく、専ら本件原発事故による放射性物質による被ばくのため、避難を余儀なくされ、既に15年が経過しているが、未だに安心して帰還ができる線量になっていない。本件訴訟に於いて、仮に国・東電の責任が認められても、津島住民の希望する除染、及びふるりの復興再生が実施されるとは限らない。そこで、津島訴訟原告団は、仙台高等裁判所の和解勧告に基づき次のような和解案を提示した。

.....

### 津島訴訟原告団からの抜粋

- 1, 津島地区住民が参加できる除染及び津島地区の復興再生のための協議会(以下「津島地区復興再生協議会」または「本協議会」という)を設置すること
- 2, 津島地区復興再生協議会には、国及び東京電力並びに必要なに応じて浪江町も参加し、除染及び復興再生に向けて、復興計画を策定すること
- 3, 本協議会には、放射線防護に関する専門家及び汚染された地域の復興再生に資する専門家らを加えること

- 4, 本協議会は、津島地区の放射線量を年間 1 mSv以下とすること及び津島地区の復興再生を目標とすること
- 5, 国と東電は、津島地区に帰還した住民の被ばく線量の継続的評価、健康影響のモニタリングを実施すること
- 6, 国と東京電力は本件原発事故をもたらしたことについて、津島訴訟原告を含む津島地区住民に対し、心から謝罪をするとともに、津島地区の復興再生に向けて取り組みを進めることを約束すること

私たち被害者「相双の会」は津島訴訟原告団の和解案は当然のこととして受け止め支援していくことにしました。

福島県は復興再生特別措置法第6条、「福島の復興及び再生は、住民その他の関係者の意見を反映しつつ、地域の実情に応じて、住民の理

解と協力を得ながら、総合的かつ計画的に推進されなければならない。」という基本理念を規定しています。

汚したものは綺麗にして返すのが当然です。まして放射性物質となれば命と健康問題につながります

## 反戦・反核・反原発・最高裁包囲行動

6月14日

### 公開市民シンポジウム

#### 原発事故から15年～

東京電力福島第一原発から15年、被災者はようやく15年の月日を生き抜いてきた。その間2022年6月17日、最高裁判決は「国の責任」を否定した。では誰が「国策」原発に責任を取るのか、どんな事情があろうが国の責任を逃れることはできない。それでも判決以降、日本政府は「原発再推進」へ政策転換を強行しています。



福島原発事故の深刻と教訓、被害者を無視するものであり許すことはできない。

6月15日

### 最高裁包囲ヒューマンチェーン

#### 「司法の崩壊」を許さない

一昨年、昨年に続き全国から参集、三たび、最高裁を人間の鎖で取り囲みました。原発事故被害者や原発差止、安保法制、沖縄反戦などの訴訟に取り組む当事者・支援者だけでなく杖を頼りのお年寄り、若者のたち、無法と暴力の嵐が吹き荒れる世界、脅かされる人権、だれが歯止めをかけてくれるのか、だれが守ってくれるのか一市民、民衆、腹の底から切羽詰まった訴えです。今こそ司法が発揮し、正当な判決を下すことを期待してやみません。

